

●問い合わせ		
環境衛生	環境課	☎38-2050
環境保全	〃	☎38-2051
ごみの収集	環境処理センター収集担当	☎22-2155
粗大ごみ受付	〃 予約センター	☎22-2166
ごみの焼却・処分・持ち込み・リサイクル/パイプライン	環境処理センター施設担当	☎32-5391



初夏の芦屋川(業平橋より)

清潔で安全かつ快適なまちを目指して

「市民マナー条例」が改正されました

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

市では、市民マナー条例の改正を行い、本年6月1日から、新たに「喫煙禁止区域の追加指定」・「芦屋川流域等でのバーベキュー等の禁止」・「芦屋キャナルパークでのプレジャーボート等の航行規制」の3項目を加え、市民の皆さんとともに、さらに美しく清潔なまちづくりを推進していこうとしています。現在ある美しい芦屋の景観をともし守り、また未来へと引き継いでいくためにも、市民の皆さんの一層のご理解・ご協力をお願いします。

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例
(通称:「市民マナー条例」)

《改正点》

【条例改正後の禁止事項】

- 市内全域の公共の場所等
 - ・歩行中や自転車に乗車中の喫煙
 - ・たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て
 - ・飼い犬の放し飼いやふんの放置
 - ・夜間(午後9時～午前6時)の花火
 - ・落書き(個人所有の建築物等も含む)
- 特定の場所
 - ・市内4駅周辺の喫煙禁止区域における、喫煙指定場所以外での喫煙
 - ・花火禁止区域(潮芦屋ビーチ周辺)での花火
 - ・芦屋川流域とキャナルパーク護岸でのバーベキュー等
 - ・キャナルパーク水路での、プレジャーボート等の航行(午後6時～午前8時)

■「市民マナー条例」と関連条例の変遷	
平成9年 10月1日	【「ポイ捨て禁止条例」施行】 「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」(平成9年芦屋市条例第25号)施行。空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定める。
平成19年 6月1日	【「ポイ捨て禁止条例」廃止】 「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」(平成9年芦屋市条例第25号)を廃止し、「市民マナー条例」へ移行。
平成19年 6月1日	【「市民マナー条例」施行】 「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(通称:市民マナー条例)」を制定。
平成21年 7月1日	【「市民マナー条例」改正】 皆さんのご意見を受け、潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とする改正を行う。
平成22年 11月11日 ～12月10日 《意見募集》	皆さんの意見を受け、条例改正に向け「芦屋川流域及びキャナルパーク周辺でのバーベキューの禁止」・「キャナルパーク水路での指定された時間におけるプレジャーボート等の航行禁止」を規定する改正案をまとめ、市民の皆さんから意見を募集。
平成23年 3月1日 《意見結果の概要》	<ul style="list-style-type: none"> ■意見を寄せられた人数 782人 ■意見の件数 817件 【意見の内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー禁止関連(35件) 賛同意見27件/反対意見6件/その他2件 ・プレジャーボート航行禁止関連(192件) 賛同意見93件/反対意見3件/より厳しい規制を求める意見94件/その他2件 ・両方関連意見(575件) 賛同意見572件/反対意見2件/その他1件
平成23年 6月1日	【「市民マナー条例」改正施行】 「芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止」・「キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制」・「喫煙禁止区域の追加指定」について条例を改正し、6月1日施行。

これまで市では、市民の皆さんの安全や快適な生活環境を守るため、平成十九年に条例を制定、歩行喫煙・たばこの吸殻や空き缶等の投げ捨て・飼い犬のふんの放置・夜間花火・落書き等の禁止を定め、また平成二十一年には、潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止するなどの改正をしてきました。今回の三項目についても、市民の皆さんからの要望を受け、「芦屋川流域及びキャナルパーク護岸でのバーベキュー等の禁止」・「キャナルパーク水路での指定された時間におけるプレジャーボート等の航行禁止」・「喫煙禁止区域の追加指定」を加え、六月一日から施行することとなったところです。今回の施行開始に伴い、今回の条例の改正点について、詳細をお知らせします。

〈目的第1条〉
この条例は、本市が国際文化住宅都市として良好な生活環境を有していることにかんがみ、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

〈定義第2条〉
火気を用いて食品を調理する行為をいう。
(9)プレジャーボート等
水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関としての内燃機関(以下「機関」という)を備える船舶(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第2項に規定する船舶を除く)のうち、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。
ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船
イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)の規定による船舶運航事業の用に供する船舶
ウ 国又は地方公共団体が所有する船舶
エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶
(10)航行
機関を用いて船舶が進行することをいう。

〈バーベキュー等禁止区域の指定等〉第15条の2
市長は、バーベキュー等を特に禁止し、隣接する地域の生活環境及び自然環境を保全する必要があると認める区域を、バーベキュー等禁止区域として指定することができる。
2 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のバーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除について準用する。

〈バーベキュー等の禁止〉第15条の3
何人も、前条第1項の規定により指定されたバーベキュー等禁止区域内において、バーベキュー等をしてはならない。

〈プレジャーボート等の航行の禁止〉第15条の5
何人も、前条第1項の規定により指定されたプレジャーボート等航行禁止区域内において、プレジャーボート等の航行を禁止された時間に行き、プレジャーボート等の航行を禁止する時間、指定及び変更について準用する。

〈プレジャーボート等の航行の禁止〉第15条の4
市長は、プレジャーボート等の航行を特に禁止し、隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認める水域を、プレジャーボート等航行禁止区域としてプレジャーボート等の航行を禁止する時間とともに指定することができる。
2 市長は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等航行禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(1) 水難その他の非常事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボート等航行禁止区域を定める場合
(2) 国又は地方公共団体の業務を行うためプレジャーボート等航行禁止区域を定める場合

※罰則規定・過料(2～3面参照)については、変更ありません。

「市民マナー条例」条文の「ここ」が変わりました

